

岡山市米販売農家次期作継続応援金

【よくあるご質問】2022.4.12版

1 事業目的・用語の定義について

Q1	事業の目的は。
A1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外食産業を中心とした米需要の減少などによる米価下落の影響を受けた市内米販売農家に対して、次期の水稻作付けにかかる経費（種苗費及び肥料費の3/4相当額）の一部を支援することにより、継続的な営農を支援するものです。

Q2	「米販売農家」とは。
A2	この事業において、「個人・法人を問わず、令和3年産主食用米の作付面積が3反（30アール）以上ある農業者」のことです。

Q3	「作付面積」とは。
A3	この事業において、「令和3年産主食用米の作付面積」のことです。

Q4	「営農計画書」とは。
A4	令和3年度の経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲ1（1）に規定する営農計画書であり、各水稻農家が、地域における令和3年産米の生産調整（需要に応じた生産）のため、該当年度の作付け計画を記入して地域農業再生協議会に提出するものです。令和3年分の提出（修正）期限は令和3年6月30日でした。

2 対象要件（対象者）について

Q5	基準日（令和3年6月30日）時点で岡山市内に居住しており、市内の農地で2反・市外の農地で1反の合計3反を営農しています。申請できますか。
A5	申請できます。 基準日時点で市内に住所を有する場合は、市内・市外いずれの農地で営農している場合も対象になります。 営農計画書を提出した方は営農計画書の提出者が、営農計画書を未提出の方は耕作面積証明書に記載されている世帯主の方が申請書の申請者となります。 岡山市地域農業再生協議会に営農計画書を提出していない方（未提出者、他市地域農業再生協議会に提出した者）は市内・市外農地両方の耕作面積証明書を取得し、添付してください。

Q5	「令和3年産主食用米の作付面積3反（30アール）以上」が対象とのことですが、主食用米2反、飼料用米1反を作付けた場合は対象となりますか。
A5	対象となりません。令和3年産米の主食用米（酒米含む）を3反以上作付けされた方が対象です。

Q6	基準日（令和3年6月30日）以降に亡くなった方は対象になりますか。
A6	亡くなった方名義での申請はできません。 ただし、死亡者と同一の農家世帯員が引き続き耕作する場合には、その者が申請者になれます。申請に

	は別途「住民票除票の写し」を添付してください。なお、申請添付書類の「令和3年産主食用米を作付けたことが分かる書類の写し」については、書類の名義はお亡くなりになった方、継承された方どちらでも構いません。
--	--

Q7	基準日（令和3年6月30日）以前に亡くなった方は対象になりますか。
A7	亡くなった方名義での申請はできません。 農地を継承した方は、農業委員会に相続に伴う農地の継承の届けを出し、農家台帳を修正したうえで、耕作面積証明書を取得し、様式第2号で申請してください。

Q8	令和3年7月1日以降に世帯主の高齢により代替わりした場合、申請はできませんか。
A8	同一の農家世帯内での継承の場合は申請可能です。申請には、「〇〇の高齢により□□が継承しました」の一文（様式自由）を添付してください。なお、申請添付書類の名義については、継承する方、される方どちらの名義でも構いません。

Q9	農家世帯とはどの範囲ですか。
A9	この事業において、農家世帯は「住民票上の世帯を同じくする者」です。 ただし、住民票上の世帯は分離しているが、同一住所の親子、夫婦、兄弟等の親族で一体として農業経営を行っているものは同一の農家世帯とします。

3 対象要件（農地面積）について

Q10	補助対象面積には、所有地だけではなく借地も含まれますか。
A10	利用権設定等により正式に耕作権の権利設定がされている場合は、耕作者の補助対象面積に含まれます。

Q11	（営農計画書を提出済みの方） 営農計画書の作付面積と実際の作付面積が異なる場合は、どちらの面積で申請すれば良いですか。
A11	原則、営農計画書の作付面積と実際の作付面積のいずれか小さい方の面積が補助対象面積となります。 ただし、実際の作付面積が営農計画書の作付面積より大きい場合は、耕作面積証明書を取得し、田の合計面積から畦畔等（4.2%）を除いた面積を確認してください。実際の作付面積と耕作面積証明書、営農計画書それぞれの面積を見比べてください。 ①実際の作付面積と営農計画書の水稻作付面積のいずれか小さい方の面積が補助対象面積となります。 ②実際の作付面積と耕作面積証明書の田の面積の合計から畦畔等（4.2%）を除いた面積のいずれか小さい方の面積が補助対象面積となります。 実際の作付面積が営農計画書の作付面積より小さい場合は上記①（様式第1号）で、営農計画書を提出していない又は実際の作付面積が営農計画書の作付面積より大きい場合は②（様式第2号）で申請してください。 詳しくは農林水産課までお問い合わせください。

Q12	（営農計画書を提出済みの方） 営農計画書の作付面積を変更できますか。
-----	---------------------------------------

A12	令和3年分の営農計画書の提出・修正期限は令和3年6月30日であるため、変更はできません。実際の作付面積が異なる場合には、Q9を参照してください。
-----	--

Q13	(営農計画書を未提出の方) 耕作面積証明書の耕作面積(田の合計)と実際の作付面積が異なる場合は、どちらの面積で申請すれば良いですか。
A13	実際の作付面積と耕作面積証明書の面積から畦畔等(4.2%)を除いた面積のいずれか小さい方の面積が補助対象面積となります。

4 申請について

Q14	経営安定所得対策事業や収入保険を活用していますが、申請できますか。
A14	申請できます。事業目的が異なるため、重複受給とはなりません。経営安定所得対策事業や収入保険は減収を補てんするものであることに対し、当事業は次期作の営農継続に係る支援です。

Q15	兼業農家でも申請できますか。
A15	申請できます。対象者の要件を満たせば、専業・兼業を問いません。

Q16	申請書の「誓約・同意事項」に誓約・同意できない場合は、申請できませんか。
A16	申請できません。誓約・同意事項をよくお読みになり、ご理解、ご納得したうえで署名し、申請してください。

Q17	補助金の受領後、交付要件に該当しないことが分かった場合、虚偽により補助金を受けた場合は、どうなりますか。
A17	市長がやむをえないと認める場合を除き、補助金を返還していただきます。

5 手続きについて

Q18	申請書の入手方法は。
A18	提出済の営農計画書により交付対象に該当する方には、岡山市から4月1日(金)に案内・申請書を発送します。 申請の案内が届いていない方でも、補助対象者となる場合がありますので、令和3年産主食用米を3反以上作付された方は農林水産課、市内農業協同組合までお問合せください。 申請書は本庁5階農林水産課、区役所、支所、地域センター、市内農業協同組合で入手可能です。また、岡山市農林水産課ホームページからも取得可能です。

Q19	申請書の提出方法は。
A19	新型コロナウイルス感染症対策のため、原則、お住いの地域の営農センター、瀬戸地域においてはJA晴れの国おかやま瀬戸支店経済課まで郵送してください。

Q20	支払方法と支払時期は。
A20	申請書に記入いただいた指定口座(申請者本人名義)に入金します。

	申請書を受付後、書類の審査を行い毎月15日と月末締め毎月2回を目安に支払います。申請書類に疑義、不備等があれば支払いが遅れる場合があります。
--	--

6 添付書類について

Q21	令和3年産主食用米を作付けたことが分かる書類の写し 具体的に何が必要ですか。
A21	下記のうち、いずれか一つを添付してください。 ※通帳（下記内容が明記されている箇所）、確定申告に使用するなどのために自ら取引内容を記載した帳簿の写しも可能です。 【生産にかかるもの】の例 ・購入伝票、領収書（モミ、苗、水稻肥料、米袋など） ・作業受委託領収書（田植代、病虫害予防代、稲刈代、トース（籾摺り）代など） ・農業機械のリース領収書（田植機、コンバインなど） 【販売にかかるもの】の例 ・検査格付結果通知票（JA販売証明書） ・納品書、出荷明細書、領収書などの販売の事実が分かる伝票

Q22	令和3年産主食用米を作付けたことが分かる書類の写し 書類を紛失している場合はどうしたら良いですか。
A22	発行元に再発行できるか相談してください。

Q23	令和3年産主食用米を作付けたことが分かる書類の写し 書類がない場合は、申請できませんか。
A23	申請できません。

Q24	令和3年産主食用米を作付けたことが分かる書類の写し 令和3年度の途中で法人化したため、必要書類の名義が個人の場合は申請できませんか。
A24	領収書等必要書類の名義が「履歴事項全部証明書」の役員情報に記載されている方であれば、申請可能です。

Q25	本人確認書類 具体的に何が必要ですか。
A25	次のいずれかの書類を提出してください。 【1点で確認できる書類】 （1）運転免許証（両面）又は運転経歴証明書（両面） （2）マイナンバーカード（おもて面） （3）写真付きの住民基本台帳カード（おもて面） （4）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る）

	<p>【2点で確認できる書類】</p> <p>(5) 公的身分証明書（パスポート（顔写真のページ）、健康保険証等）に住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）を添付してください。</p> <p>※いずれも申請日時点で有効であり、申請者住所と同一であることが確認できるもの</p> <p>※法人の場合は、上記の書類に代えて、履歴事項全部証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）を提出してください。</p>
Q26	<p>振込先口座（申請者名義）の通帳写し</p> <p>通帳が無い場合はどうしたら良いですか。</p>
A26	<p>「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもの（金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳、キャッシュカード等）の写しを提出してください。</p>

Q27	<p>耕作面積証明書</p> <p>どこで取得できますか。</p>
A27	<p>本庁の農業委員会事務局、各区役所農林水産振興課、各支所産業建設課で発行しています。（発行手数料は無料、本人確認書類の提示必要、当該農家以外の第三者による申請は委任状必要）</p> <p>発行日から3か月以内のものが有効です。</p> <p>市外の農地は、その市町村の農業委員会事務局へお問い合わせください。</p>

7 その他について

Q28	<p>補助金の使途に制限はありますか。種苗費・肥料費として使う必要がありますか。</p>
A28	<p>使途の指定はありません。次期の作付に必要な経費にご活用ください。</p>
Q29	<p>補助金は課税の対象となりますか。</p>
A29	<p>課税の対象となります。税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。</p>